

1. 高浜発電所3号機原子炉冷却系統設備配管取替工事に係る使用前検査申請書の再提出について

平成23年11月1日に工事計画届出を経済産業大臣へ提出した後、平成23年12月9日、高浜発電所3号機の原子炉冷却系統設備の配管の取替工事^{※1}に係る使用前検査の受検申請書を、経済産業大臣に提出しました。その後、工事計画に変更が生じる可能性があったことから、平成24年4月12日に一号検査および五号検査の検査希望年月日を未定として申請書を再提出していましたが、平成25年7月8日に新規制基準が施行となり、原子力規制委員会による審査の結果、工事計画に変更が生じる可能性がなくなるなど、受検するための準備が整ったことから、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および電気事業法に基づき、一号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成27年10月16日」へ変更し、五号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成27年11月」へ記載内容を変更するとともに、工事の工程に関する説明書の記載内容を変更のうえ、使用前検査を受検するための申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣へ再提出しました。

※1：原子炉冷却系統設備配管において、製造過程で強い力による曲げ加工を行うことで生じる硬化層を有する曲げ管を使用している部位があるため、予防保全の観点から、これらについて硬化層が形成されない曲げ管へ取り替えるもの。

2. 高浜発電所3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る使用前検査申請書の再提出について

平成24年4月5日に工事計画届出を経済産業大臣へ提出した後、平成24年5月7日、高浜発電所3号機の蒸気発生器の伝熱管の補修工事^{※1}に係る使用前検査の受検申請書について、検査希望年月日を未定として、経済産業大臣に提出しましたが、一号検査の一部が受検可能な準備が整ったことから、平成25年5月23日に検査希望年月日を未定としたまま、工事の工程に関する説明書を変更し申請書を再提出してありました。その後、平成25年7月8日に新規制基準が施行となり、原子力規制委員会による審査の結果、工事計画に変更が生じる可能性がなくなるなど、受検するための準備が整ったことから、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および電気事業法に基づき、一号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成27年10月16日」へ変更し、五号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成27年12月」へ記載内容を変更するとともに、工事の工程に関する説明書の記載内容を変更のうえ、使用前検査を受検するための申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣へ再提出しました。

※1：蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、有意な信号指示が認められたC蒸気発生器の伝熱管1本に対して、蒸気発生器の健全性を確保するため、施栓を行うもの。